重要事項説明書

（訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社メディウェルズ
主たる事務所の所在地	東京都豊島区南池袋2－35－4ユニティ池袋2階
代表者（職名・氏名）	代表取締役　小南　忠史
設立年月日	平成21年11月26日
電話番号	03－5396－7447

2. 事業所の概要

事業所名（本体）	きらめき訪問看護リハビリステーション小平事業所
所在地	東京都小平市美園町1－32－11ロータリーハイム小平101
電話番号	042－313－5121
事業所番号	1364390318　号
管理者名	星野　一樹
サービス提供地域	小平市、小金井市、国分寺市、東久留米市、清瀬市、東大和市、東村山市、西東京市

3. 事業所の職員体制

職　　種	従事するサービス内容等	人　　員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名　（常勤）
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3名以上（常勤） 名以上（非常勤）
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1名以上（常勤） 名以上（非常勤）
作業療法士		名以上（常勤） 名以上（非常勤）
言語聴覚士		名以上（常勤） 名以上（非常勤）
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名以上（常勤） 名以上（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月31日～1月3日）は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

（1） 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
（2） 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
（3） 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
（4） 療養生活や介護方法の指導
（5） 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
（6） カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護

（7）生活用具や在宅サービス利用についての相談
（8）終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担　⇒　別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

（1）指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
（2）指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
（3）理学療法士等による訪問について
・契約後の初回訪問は、看護師による身体状態評価として、看護師の訪問（30分以上）を実施させて頂きます。
・理学療法士等による訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、状態に変化があった場合は看護師が訪問させて頂きます。
・療法士等に代わり看護師が訪問させて頂く場合は、その都度、主治医、利用者様及び担当ケアマネージャーへ状況を相談・報告させて頂きます。
※主治医の訪問または他訪問看護ステーションから看護師訪問がある場合は除く

8. サービス提供の記録等

（1）サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
（2）事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
（3）事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

（1）利用者からいただく利用者負担金は、別紙のとおりになります。
（2）この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
（3）介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
（4）利用者負担金について、現金の場合は毎月25日までにお支払いいただき、引落の場合は毎月28日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

きらめき訪問看護リハビリステーション小平事業所　　連絡先 ： 042－313－5121

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 ： 2,000円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	042－313－5121	FAX番号	042－313－5122
担当者	管理者　星野　一樹		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。 対応時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。 月曜日から金曜日まで、但し、国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号:03－6238－0011 対応時間　月曜日～金曜日の8:45～17:30
	小平市　高齢者支援課	電話番号:042－346－9539
	小金井市　介護福祉課	電話番号:042－387－9822
	国分寺市　高齢者福祉課	電話番号:042－325－0111
	東久留米市　介護サービス係	電話番号:042－470－7750
	清瀬市　介護サービス係	電話番号:042－497－2080
	東大和市　介護保険課	電話番号:042－563－2111
	東村山市　介護保険課	電話番号:042－393－5111
	西東京市　健康福祉部高齢者支援課認定相談係	電話番号:042－420－2816

13. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名 ： 一般社団法人　全国訪問看護事業協会
保 険 名　 ： 訪問看護事業者賠償責任保障

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。